

「第 5 波」における「飲食店時短要請及び協力金」について

全国的に夏休み・お盆期間の地域間移動を契機とした、新型コロナウイルスの「爆発的感染拡大」が生じ、「第 5 波」と言われる感染拡大が本県にも本格的に押し寄せ、県内各地で複数の飲食店関連クラスター等が発生するなど、人流を抑制しさらなる感染拡大を防止する必要があることから、飲食店に対する営業時間短縮要請を決定し、この要請に応じていただいた飲食店に対して協力金を支給する。

(1) 要請期間

第 4 期：8 月 27 日(金)20 時から 9 月 12 日(日)24 時まで(17 日間)

(2) 対象地域 県内全域

- (3) 要請内容 ① 営業時間は「5 時から 20 時」まで
② 酒類提供は「19 時」まで

(4) 協力金

1 日当たり 「売上高」	7.5 万円以下/日	7.5 万円超 ～ 13.34 万円未満/日	13.34 万円以上～ 25 万円以下/日	25 万円超/日
協力金額	3 万円/日	4 万円/日	売上高 × 0.3/日	7.5 万円/日
大企業は 1 日当たり「売上高減少額」× 0.4/日 (1 日当たり上限：「20 万円」または「売上高 × 0.3」のいずれか低い額)				

※ 「売上高」は、前年又は前々年の同期間の平均等

(5) 新たな取組み

- ① 申請書類の簡素化
- ・ 前回の協力金の受給実績がある店舗は、申請書類を簡素化し、事業者の事務負担を軽減。
- ② 「コロナ対策三ツ星店」に対するメリットシステム
- ・ 一部前払の申請時点で「三ツ星店」となっている店舗は「一部前払(定額 25 万円)」申請が可能。

(6) 事業費 一部前払金及び事務費 4 億円(危機管理調整費)